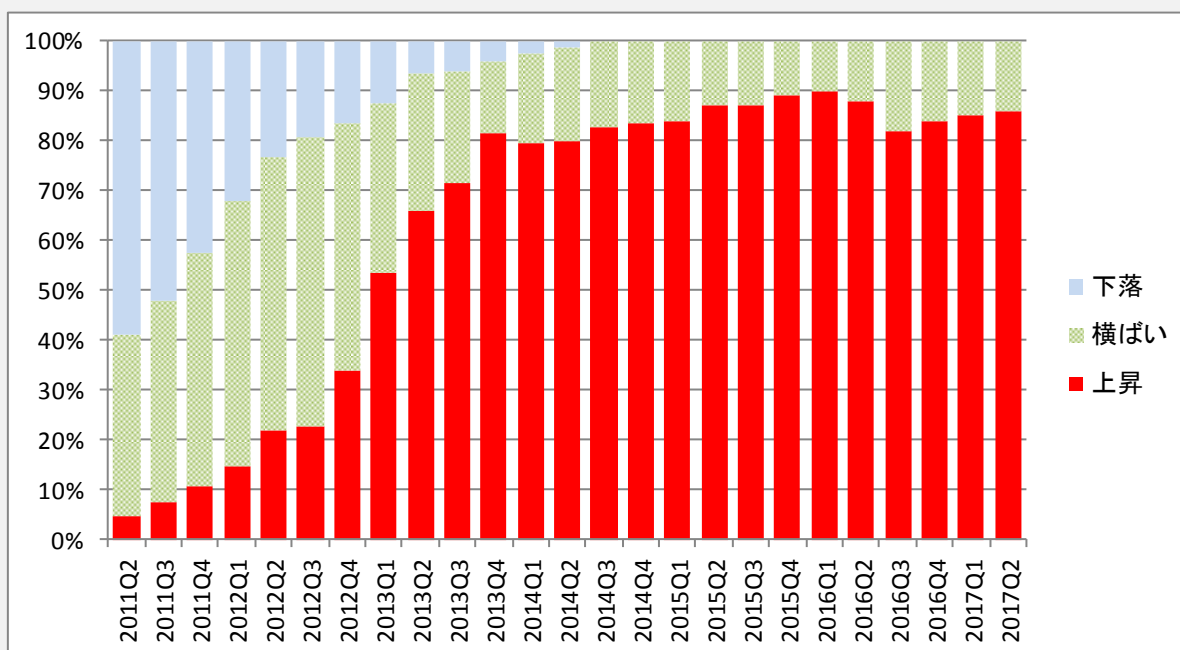


土地・不動産に関する行政情報

● 主要都市の地価、約9割で上昇（国交省）

国土交通省が発表した2018年度年第2四半期(4/1～7/1)の「主要都市の高度利用地地価動向報告(地価LOOKレポート)」によると、主要都市・高度利用地100地区における地価動向は、上昇が86地区(前回85)、横ばいが14地区(前回15)、下落が0地区(前回0)となり、上昇地区が全体の約9割となった。

上昇地区の割合が高水準を維持している主な要因として、三大都市圏を中心に空室率の低下等オフィス市況は好調な状況が続いていること、大規模な再開発事業が進捗していること、訪日客による消費・宿泊需要が引き続き高水準にあること等を背景に、金融緩和等による良好な資金調達環境と相まって不動産投資意欲が引き続き強いことなどが考えられる。



[主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～：国土交通省](#)

● 民泊対応、「マンション標準管理規約」の改正を公表（国交省）

国土交通省は8月29日、2018年6月に住宅宿泊事業法が成立したことを踏まえ、分譲マンションにおける住宅宿泊事業の実施を可能とする場合及び禁止する場合の規定例を示す「マンション標準管理規約」の改正を公表した。

住宅宿泊事業法が成立し、今後、分譲マンションにおいても住宅宿泊事業（いわゆる民泊）が実施され得ることとなり、分譲マンションにおける住宅宿泊事業をめぐるトラブルの防止のために、住宅宿泊事業を許容するか否かについて、あらかじめマンション管理組合において、区分所有者間でよく議論される必要があり、その結果を踏まえて、住宅宿泊事業を許容するか否かを管理規約上明確化しておくことが望ましいものと考えられる。このため、国土交通省では、マンション管理規約のひな型である「マンション標準管理規約」を改正し、住宅宿泊事業を可能とする場合と禁止する場合の双方の規定例を示した。

[住宅宿泊事業に伴う「マンション標準管理規約」の改正について：国土交通省](#)

● 全国空き家対策推進協議会が設立（国交省）

地方公共団体等による空き家対策が推進されるなか、空き家問題に係る情報の交換・共有、法務・不動産等の専門家等との連携と対応策の協議・検討、及び実践的な空き家対策についての政策提言等を行うことを目的として、全国的な組織「全国空き家対策推進協議会」が設立されることとなった。

協議会には既に 47 都道府県、903 市区町村が参加を表明しており、今後も増える見込み。また、その他にも 22 の連携専門家団体が協力会員として名前を連ねている。

[全国空き家対策推進協議会の設立について：国土交通省](#)